

男女平等の視点に立った 市刊行物等の表現の手引き

令和4年12月

武蔵野市

《内容》	
はじめに	1
確認のポイント	2
チェックシート	6

はじめに

本市では「全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現」することを目指し、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（以下「条例」という）に基づいて、取組を進めています。

条例では、男女平等社会の実現に向けた課題の一つとして、性別等による固定的な役割分担の意識をあげています。無意識に、繰り返し使われる表現は、受け手のものの見方に影響を与えるため、市が情報を公表する際には、性別等による差別的取扱いや、性別等による固定的な役割分担の意識を助長したり、是認させてしまわないように配慮しなければなりません。また、性別等に起因する暴力を誘発することがないように配慮しなければなりません。

この手引きは、市が発行する刊行物等について、男女平等の視点から適切な表現をするための手がかりや目安を示したものです。特定の表現を規制・禁止したり、機械的に置き換えたりすることを示すものではありませんが、この手引きを活用し、刊行物等の表現が適切なものとなるよう努めてください。

*この手引きが対象とする刊行物等とは

市の発行する広報誌、パンフレット、ポスター、刊行物、ホームページ、プレスリリース、報告書などの原稿やイラスト、写真、映像、音声などすべての情報です。

*性別等とは

男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）をいう。（条例第2条第1号）

*男女平等とは

全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。（条例第2条第2号）

確認のポイント

刊行物等を作成する際に確認すべきポイントを以下に示します。

(1) 男女いずれかに偏らない表現とする。

- 男女双方が想定された表現とする。
- 登場する人物の性別によるバランスが偏らないようにする。
- 対象者が性別によって限定されている印象にならないようにする。



(2) 性別によりイメージを固定化した表現とならないようにする。

- 性別による固定的な役割分担の強調や職業を性別で分ける表現とならないようにする。

<例>

- ・男性は仕事、女性は家庭
→家事や育児や介護など、性別等にかかわらず家族や地域で担う姿で表現する。



- ・男性の職業、女性の職業と限定せずに表現する。



○固定的な性別のイメージだけで表現せず、多様な個性を反映させる。

<例>

- ・男は青、女は赤
→好みは人それぞれであり、幅広いイメージで表現する。
- ・男性は背が高く、体格が良く強い、女性は華奢で小柄
→個人差に配慮した表現とする。
- ・男の子が球技、女の子は縄跳びや人形遊び
→たくましさ・強さを男性、繊細さ・弱さを女性として安易に表現しない。



(3) 男女を対等な関係となるような表現とする。

○性別と立場、関係を結びつけた表現とせず、男女は対等で、地位や立場も様々であることを示す表現を心掛ける。

<例>

- ・強者・指導的立場は男性、弱者・従属的立場は女性
→地位や立場は性別に関わりなく様々であり、安易に性別と立場・上下関係・特質と結びつけない表現とする。



(4) 男女で異なった表現の使用の必要性を確認する。

○「男」「女」を冠した表現になっていないか。

<例>

確認したい表現	ポイント
女医／女弁護士／女性社長／男性保育士	・性を冠し強調した表現は、例外的、特殊という印象を与える。その言葉が本当に必要な場面か確認が必要。

○性別に関連した特有な表現になっていないか。

<例>

確認したい表現	ポイント
家内／女房／嫁 女だてらに／女性でも簡単にできる ／男性顔負けの活躍 主人／亭主	・女性または男性に特有な表現は、他の表現がないか検討。 ・女性が男性より劣っていることを前提とした表現に注意。

○男女の呼称や敬称の区別が必要か。

<例>

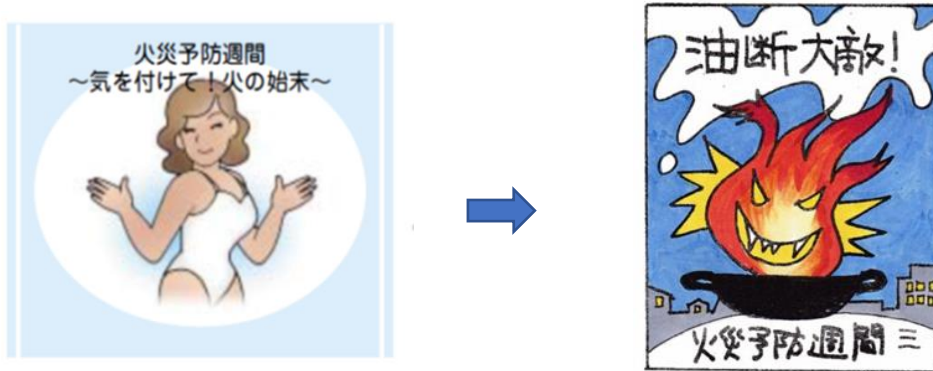
確認したい表現	望ましい表現
女性のみ：○○さん／○○夫人 男性のみ：○○氏／○○君 女性又は男性を意味する表現や職業の表現	・平等な呼称や敬称で表現する。 ・性別を特定しない表現を使用。 「ビジネスパーソン」「スタッフ」「保護者」「看護師」「保育士」「客室乗務員」等

(5) 人の目を引くだけの視覚的要素(アイキャッチャー)にしていない表現とする。

○注目させるために伝えたい内容とは関係なく、身体の一部を強調するようなイラストになっていないか。

<例>

伝えたい内容にあった効果的なイラストとなるよう工夫する。



(6) 多様な性のあり方に配慮した表現とする

○男性・女性などの性別を不必要に用いて表現しないようにする。

<例>

- ・性別の表記が本当に必要か確認する。
- ・性別欄が必要な場合、「男性」「女性」の二択にせず自由記入とするなど工夫する。
- ・アンケート調査で性別を尋ねる場合、設問を「自認する性別」としたり、選択肢に「男性」「女性」に加え「それ以外」や「回答しない」を設ける等の工夫をする。
- ・性別を決めつけるような表現に注意する。

~○○○○意識調査~

自認する性別

1. 男性 2. 女性 3. それ以外 4. 回答しない



チェックシート

作成の段階		
留意点 1	男女双方が想定され、バランスよく登場しているか	<input type="checkbox"/>
留意点 2	男女を固定的なイメージで描いていないか	<input type="checkbox"/>
留意点 3	男女に、主従、上下、強弱の関係があるように描いていないか	<input type="checkbox"/>
留意点 4	男女で異なる表現、いずれかに特有な表現をしていないか	<input type="checkbox"/>
留意点 5	伝えたい内容にあった効果的なイラストを使っているか	<input type="checkbox"/>
留意点 6	男性・女性などの性別を不必要に用いて表現していないか	<input type="checkbox"/>

確認の段階		
留意点 1	男女平等の視点に立った表現になっているか	<input type="checkbox"/>
留意点 2	受け手が不快にならない表現になっているか	<input type="checkbox"/>
留意点 3	伝えたい内容が伝わり、共感が得られる刊行物等になっているか	<input type="checkbox"/>

※イラスト出典

- ・男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインイラスト集（宝塚市）
- ・男女共同参画の視点からの公的広報の手引き（内閣府）

男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き

令和4年12月

編集・発行 武蔵野市/市民部市民活動推進課、総合政策部秘書広報課

電話番号 0422-37-3410（市民部市民活動推進課男女平等推進センター）